

『リース会計基準』及び『リース税制』

～所有権移転外ファイナンス・リース取引～

所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計・税務処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買取引に準じた会計・税務処理を行います。

貸借対照表

【貸借対照表にリース資産・リース債務を計上】

- 借手は「売買取引に準じた会計処理」（売買処理）を行い、リース取引開始日に、次の①②のいずれか低い額を「リース資産」「リース債務」として計上します。
 - ①リース料総額の現在価値（借手の残価保証がある場合は残価保証額を含みます。）
 - ②貸手の購入価額（貸手の購入価額が明らかでない場合は「見積現金購入価額」＝借手がリース物件を現金で購入するとした場合の見積金額）
- リース資産は、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括して「リース資産」として表示します。ただし、有形固定資産または無形固定資産に属する各勘定に含めることもできます。
- リース債務は支払期限1年以内・超に区分して、次のとおり表示します。
 - 貸借対照日後1年以内に支払期限が到来するもの：流動負債に表示
 - 貸借対照日後1年を超えて支払期限が到来するもの：固定負債に表示

損益計算書

【リース資産の減価償却】

- 税法上の「リース期間定額法」により減価償却を行うと、税務との調整が不要になります。

＜税法上の「リース期間定額法」の各事業年度の償却限度額＞

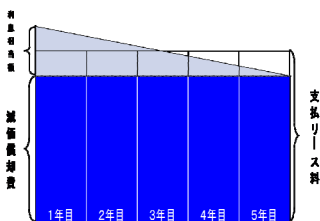
$$\frac{\text{リース資産の取得価額} - \text{借手の残価保証額}}{\text{リース期間の月数}} \times \text{当該事業年度のリース期間の月数}$$

【利息相当額（支払利息）の費用処理】

- 原則として、支払リース料を利息相当額と元本返済額部分に区分し、利息相当額部分を支払利息として処理、元本返済額部分はリース債務の元本返済として処理します。利息相当額は、原則として、利息法によりリース期間中の各期に配分します。

注記

- 次の情報を注記します（所有権移転外ファイナンス・リース取引についても同様に注記します。）。
 - ①リース資産の内容（主な資産の種類等）
 - ②減価償却の方法
- ※未経過リース料の期末残高割合が10%未満の場合には、注記をする必要はありません。



■リース資産の償却（会計上の処理）

	所有権移転ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引
償却期間	経済的利用可能期間	リース期間
残存価額	償却期間終了時点の利用可能価額	ゼロ
減価償却方法	自己の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法	定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選定（*）

（*）残存価額を10%として定率法の償却率を計算する方法を採用することはできません。

所有権移転外リース取引において、定率法を採用する企業が自己所有の固定資産の償却方法と近似する償却方法を選択したい場合には、級数法を採用すること以外に、残存価額を10%として計算した定率法による減価償却費相当額に簡便的に9分の10を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする方法も認められます。

（留意事項）掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

簡便な会計処理

重要性の乏しい部分の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、簡便な会計処理を採用することができます。

一契約300万円以下のリース取引などは賃貸借処理（オフバランス）が可能

- ファイナンス・リース取引と判定される場合でも、次の①②③のいずれかに該当するリース取引は、借手は賃貸借処理をすることができます。
 - ① 企業の事業内容に照らして重要性が乏しい（*）リース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引（一契約に科目の異なる資産が含まれている場合には、異なる科目ごとに合計金額を判定できます。）
 - ② リース期間が1年以内のリース取引
 - ③ 個々のリース物件のリース料総額が、購入時に一括費用処理する基準以下のリース取引
- （*）「企業の事業内容に照らして重要性が乏しい」とは、具体的な基準は示されていませんが、企業の事業内容に照らして、そのリース資産が存在しなくとも当該企業の事業活動に大きな支障をきたさないような場合をいいます。
- 賃貸借処理した支払リース料は、税務上、減価償却費としてみなされます。ただし、リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引は、税法上、リース期間内でのリース料全額の損金算入が認められないこともあります。

未経過リース料の期末残高割合が10%未満の部分のリース取引は定額費用処理可能

- 重要性が乏しいリース取引（次の算式による未経過リース料の期末残高割合が10%未満の部分のリース取引）については、次頁①又は②の方法を適用して会計処理することができます。

＜未経過リース料の期末残高割合の算式＞

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産及び無形固定資産の期末残高}} < 10\%$$

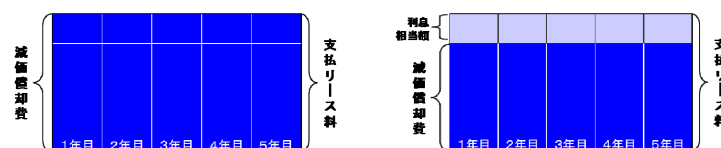
- 賃貸借処理したものや、利息法により会計処理したものにかかる未経過リース料の残高は、この計算にあたり含める必要はありません。

①リース料総額から利息相当額を控除しない方法

【貸借対照表】
リース料総額でリース資産・リース債務を計上
【損益計算書】
減価償却費のみ定額で計上（リース料総額を取得価額としてリース期間中に定額で償却）、支払利息は計上しない。

②利息相当額総額を定額法で配分する方法

【貸借対照表】
リース料総額の現在価値または見積現金購入価額でリース資産・リース債務を計上
【損益計算書】
支払利息及び減価償却費をそれぞれ定額で計上



費用として処理する額は支払リース料と一致します

■フローチャート（重要性の判断）

